

答申第 38 号
令和 6 年 7 月 25 日

所沢市長 小野塚勝俊 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会
会長 徳永眞澄

答申書

令和 6 年 6 月 20 日付けで貴職から受けた、所沢市職員が 2018 年にその文章を作成して家族の同意を得ないまま、所沢市の 50 代男性患者を入院させたうえ、長期間退院できなくした疑いのある事案に関し、当該職員の懲戒処分等（監督措置等の一切を含む。）の検討・意思決定についての公文書（以下、「本件公開請求対象文書」という。）について行われた公開請求に対してなされた公開請求却下決定（以下、「本件公開請求却下処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次の通り答申します。

第 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和 6 年 2 月 6 日付け所職第 268 号により、所沢市長（以下、「実施機関」という。）が行った本件公開請求却下処分は、妥当であり、本件審査請求を棄却する。

第 2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和 6 年 1 月 31 日、所沢市情報公開条例（以下、「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、本件公開請求対象文書に係る公開請求を行った。
- 2 実施機関は、令和 6 年 2 月 6 日、請求内容に該当する事案を識別することができないため、本件公開請求却下処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和 6 年 4 月 5 日、本件公開請求却下処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件公開請求却下処分を取り消し、公文書公開決定を求めるものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書により、以下のとおりである。

本件公開請求却下処分は、違法又は不当であり公開請求は適法であるから、実施機関は却下できない。実施機関は、却下の理由として「請求内容に該当する事案を識別することができないため」としているが、当該事案に関して所沢市職員が書類送検されたことについて、所沢市は「今後も引き続き推移を見守っていきます」などとコメントしたり、弁護士の申し入れに対して「手続きを踏んだ上での最善の対応だったと考えています。申し入れに対しての対応は検討中です」などとコメントしているため、請求内容に該当する事案を識別することはできないことはあり得ない。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、弁明書の内容から、以下の通りである。

請求内容に該当する事案を識別することができないから、条例第6条第1項第3号の要件を欠くことから、公文書公開請求を却下することとした。審査請求人は当該公文書公開請求に対する却下の理由と所沢市のコメントの整合性を欠いていると主張しているが、当該主張における所沢市のコメントの内容については、報道機関に対する一般的なコメントであり、コメントの内容から事案を特定することはできない。

第5 審査会の判断の要旨

1 本件の争点について

本件の争点は、公開請求に係る公文書の件名又は内容から公文書を特定することができるか否かである。

2 本件公開請求却下処分の妥当性について

条例第6条第1項において、公開請求は次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならないと規定されており、同項第3号において公文書公開請求書には、公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載すべきものとされている。

この規定の趣旨は、当該記載をもとに、実施機関の担当職員において、請求対象公文書を他の公文書と識別したうえで、請求対象公文書の存否の判断や、非公開事由の有無の調査や判断を適切に行うことを可能にするためである。

3 所沢市では、請求内容に該当する事案を識別することができず、また、報道機関に対する一般的なコメントの内容から、本件公開請求対象文書を特定することができない。曖昧な情報で公文書を推測して判断することは、実施機関による恣意的運用を招く恐れがあり相当ではない。

4 以上のことから、本件公開請求却下処分は公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載がされていないものとして、条例第6条第1項第3号の要件を欠いていると考えられる。

5 結論

以上のことから、審査会は、前記のとおり判断する。

以上